

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

No.2453

特集Ⅰ

職場の熱中症対策 予防行動を習慣づけよう

<事例> 「暑さ」を監視しアラート発令
AGC横浜テクニカルセンター

特集Ⅱ

動作の専門家が転倒予防指導 小売業店舗で「1分間体操」展開 日本理学療法士協会&イオン・イオンリテール

ニュース

パワハラ認識後「何もしない」企業5割
厚労省 ハラスメント実態調査

労働災害動画 配信しています!

安全スタッフ電子版へログイン後→「各種サービス」
→「動画で学ぶ労働災害事例」からご覧いただけます

↓コチラから



7
/
1

2024



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 山梨会
社会保険労務士 高岡綜合事務所
所長 高岡 伸次

第366回

工事現場で意識失い、頭部を負傷

■ 災害のあらまし ■

建設会社に勤務する社員A（45歳）は、真夏の工事現場で熱中症にかかり、意識を失って転倒し、頭部に重傷を負った。Aは、道路工事の現場監督を担当しており、現場の進行状況を確認していた。

■ 判断 ■

労働基準監督署は、現場の状況などから業務と事故の因果関係を評価し、業務遂行中の出来事であると判断。業務上の災害として認定された。

■ 解説 ■

業務災害に該当するか否かは、業務遂行性と業務起因性の2つの要件で判断される。業務遂行性とは、労働者が事業主の指揮監督の下で業務を行っているかどうかを指し、業務起因性とは、労働者が負った災害が業務によるものであるかどうかを指す。この2つの要件が満たされる場合のみ、労災保険の適用が認められる。

業務遂行性は、例えば労働者が業務時間中に職場で作業を行っている場合に業務遂行性があると判断される。これは労働契約に基づく労働者の義務として行われる行為であり、事業主の指揮監督下にあるためである。業務起因性は、例えば業務中に重い物を持ち上げて腰を痛めた場合や化学物質にばく露して健康被害を受けた場合などに業務起因性が認められる。

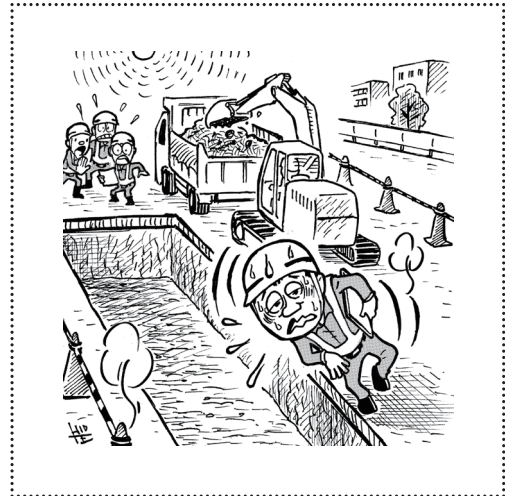
本事例におけるAは、道路工事の現場監督として、炎天下の工事現場で指示を出し、進行状況を確認していた際に熱中症を発症した。Aが行っていた活動は、工事の監督業務であり、事業主の指示の下で行われているものであるため、業務遂行性に疑いの

余地はない。

次に業務起因性だが、建設業における熱中症は、特に夏季の屋外作業において頻発する災害であり、過酷な環境での作業が原因で発生することが多い。Aは意識を失って転倒し、頭部を被災したが、その意識障害の原因は、現場の過酷な作業環境に起因する熱中症の発症によるものあることが明白だった。したがって本事例の災害は「業務起因性」も認められるといえる。

労災認定の判断は、災害が発生した場所と時間、そして労働者が業務の遂行に関連する活動を行っていたかどうか重要な要素となり、具体的には工事現場で作業指示を行っている最中や、進捗状況を確認している際に発生した災害は、業務中の災害として認定されやすい。しかし、業務時間中であっても、私的な行為や業務とは無関係な行為中に発生した災害については、業務起因性が否定される可能性があり、例えば休憩時間中に個人的な用事で転倒して負傷した場合や、業務と無関係な行動をしたことによる負傷は、認定されない場合がある。そのため、労働者や事業主は、災害が発生した際にはその状況を詳細に報告・記録し、業務中の事故であることを証明することが必要である。

建設業において、特に夏季の作業中に発生する熱中症の労災事故について、業務上の災害として認定されるかどうかは、業務中に発生したものであるかどうかも当然だが、「暑熱な場所における業務」など発生場所や時間の状況も決め手になる。また、労働者が業務の遂行に関連する活動を行っていたかどうかも重要であり、例えば工事現場で作業指示を行っている最中や進捗状況を確認している際に発生した災害は業務中の災害として認定されやすいだろう。



労働者が工事現場で熱中症にかかった場合、その災害が労働災害として認定されるかどうかは、上記の要素に基づいて具体的な事案ごとに判断される。

事業主には、労働者が安全に業務を遂行できるようにするための措置を講じる義務があり、特に過酷な環境下で作業を行う労働者に対しては、適切な休憩時間の確保や水分補給の指示、適切な作業服の提供など熱中症予防策を講じることが求められる。

労働者が工事現場での業務中に熱中症による災害に遭った場合、その災害が労災保険の適用範囲に含まれるかどうかを判断するためには、前述したようにさまざまな要件を慎重に考慮する必要がある。労働者や事業主は、災害が発生した際に労災保険の適用を適切に判断し、必要な手続きを適切に行うことが重要である。

万が一の際、業務中の事故であることを示すため、可能な限り災害が発生した状況を詳細に記録・報告し、業務遂行性と業務起因性を証明することが求められる。これにより、労災保険の適用が円滑に行われ、労働者の権利が適切に保護されることが期待される。

www.srup21.or.jp